

中小企業事業主のみなさまへ

賃金制度の見直しはどうすれば・・・
生産方法や販売方法を改善したい・・・

ワンストップ無料相談窓口のご案内

最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業主のみなさまを応援するため、さまざまな経営面、労働面の課題を明らかにし、問題解決を支援するための無料相談窓口として埼玉県最低賃金総合相談支援センターを設けております。

埼玉県最低賃金総合相談支援センター

☎ 0120-310-394

ご相談の内容によって専門家の派遣（無料）も行っております。



【埼玉県最低賃金総合相談支援センター】

- (1) 受託団体 公益社団法人 埼玉県雇用開発協会
所在地：さいたま市浦和区仲町2-16-4 岩井ビル4階A号室
連絡窓口：電話048-824-8739
- (2) 対象地域 埼玉県全域
- (3) 事業内容 中小企業・小規模事業者を対象とする対面相談や専門家派遣の実施（無料です。）
- ア 対面相談
埼玉県最低賃金総合相談支援センター(以下「支援センター」という。)において、最低賃金の引上げに向けて中小企業・小規模事業者が抱える様々な労務・経営に関する問題を解決するために無料相談を実施する。
- イ 専門家派遣
支援センターから中小企業・小規模事業者のニーズに応じた専門家を派遣し、問題解決手法をアドバイスする。
- (4) 相談等の開設日等
ア 開設日 月～金曜日（祝祭日を除く）
イ 開設時間 8時30分～18時30分（12時から13時を除く）

埼玉労働局雇用環境・均等室 TEL 048-600-6210
〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16F

中小企業事業主の

みなさん
ご存知ですか？

悩める経営者の
チカラになります！

最低賃金 ワシントップ 無料相談

社会保険労務士や経営コンサルタントが
中小企業事業主の悩みについて
無料で相談対応・専門家も派遣いたします。

ぜひ、ご相談ください。



厚生労働省

最低賃金引上げに向けた中小企業専門家派遣・相談等支援事業 (都道府県労働局委託事業)

最低賃金ワン・トップ無料相談とは?

最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・トップで無料相談に応じる場を全国に設けています。

ご相談の一例

経営に関する相談の例

- 販路開拓
- 新規事業
- 技術指導
- 資金調達
- マーケティング
- IT活用による経営力強化
- 支援制度のご案内など

労務管理に関する相談の例

- 賃金、退職金、労働時間制度の見直し
- 就業規則（賃金規定など）の改正
- 高齢者雇用
- 人材育成
- 労働安全衛生対策
- 業務改善助成金などの厚労省関係支援制度などのご案内

社会保険労務士や 経営コンサルタントなどの専門家の派遣

中小企業事業主の皆さまから、課題解決のための専門家派遣のご要望があった場合に、最低賃金総合相談支援センターまたは経済産業局が実施する事業から派遣された専門家が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な課題解決手法を提案いたします。

※相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。



中小企業専門家派遣・相談等支援事業

中小企業事業主の皆さま

相談

専門家派遣

ワン・トップ無料相談窓口 (最低賃金総合相談支援センター)

- 経営と労務管理の専門家による無料相談
- 専門家による個別課題の分析・検討
- セミナーなどの開催

連携

経済産業局が実施する
専門家相談・派遣事業

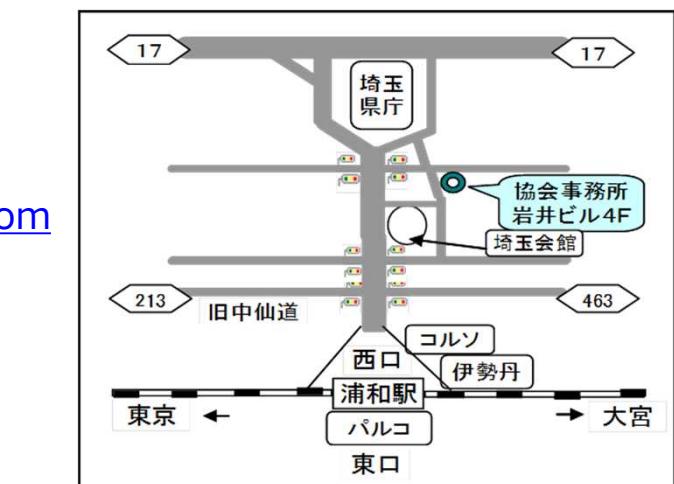
最低賃金ワン・トップ無料相談窓口はこちら

埼玉県最低賃金総合相談支援センター

〒330-0062
さいたま市浦和区仲町2-16-4
岩井ビル4階 A号室
公益社団法人埼玉県雇用開発協会内
URL: <http://www.saichin-saitama.com>

フリーダイヤル
0120-310-394
FAX
048-767-3725

本事業に関するお問い合わせ先
埼玉労働局雇用環境・均等室



☎ 048-600-6210